

平成24年第1回

奈良県後期高齢者医療  
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成24年2月21日

閉会 平成24年2月21日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会



4番 札 辻 輝 巳 君  
5番 川 村 家 廣 君  
6番 山 田 正 弘 君  
7番 高 岡 進 君  
8番 小 走 善 秀 君  
9番 谷 完 二 君  
10番 堀 口 誠 君  
11番 南 佳 策 君  
12番 森 下 豊 君  
13番 東 川 裕 君  
14番 梅 田 善 久 君  
15番 山 下 和 弥 君  
16番 竹 内 幹 郎 君  
17番 小 城 利 重 君  
18番 上 田 直 朗 君  
19番 今 中 富 夫 君  
20番 辻 村 源 四 郎 君

欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上 田 清 君
副広域連合長	吉 田 誠 克 君
副広域連合長	西 谷 義 則 君
代表監査委員	林 啓 文 君
会計管理者	向 山 義 孝 君
事務局長	辰 巳 哲 司 君
事務局次長	青 山 明 彦 君
総務課長	山 中 弘 仁 君
事業課長	松 本 佳 治 君

7. 職務のため出席した者

書 記	井 上 理 恵
事務局職員	岡 崎 剛 史
速 記	岡 かおる

**副議長（小走善秀君）** ただいまより、平成 2 4 年第 1 回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真等の撮影を許可いたしておりますので、ご了承おき願います。

次に、監査委員より出納検査及び定例監査の結果報告書の提出がありました。議席に配付いたしておりますとおりでございますので、ご清覧おき願います。

広域連合長より招集のあいさつがございます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成 2 4 年第 1 回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、高齢者医療制度をめぐる国の動きでございますが、平成 2 4 年 1 月 6 日に社会保障と税の一体改革素案が閣議報告され、その中で高齢者医療制度の見直しについては関係者の理解を得た上で、平成 2 4 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出すると明記をされました。

厚生労働省においては、本年 3 月までの廃止法案提出を目指し、地方団体を含めた関係者の理解を得られるよう協議を進めるとのことでございます。

そのため、当広域連合といたしましては、今後とも国の動向を注視しながら、全国の広域連合から成る後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して積極的に意見や要望を行うとともに、被保険者の皆様の視点に立ち、安心して医療を受けていただけるよう、的確な制度運営に引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。

本定例会におきましては、識見の副広域連合長の選任同意案や平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度の保険料率の改定に係る議案、平成 2 4 年度の奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の当初予算など、9 議案を提案させていただいております。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案につきましてご同意、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、定例会の開会に当たりましての招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

**副議長（小走善秀君）** それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1、議席の指定を議題といたします。

さきの広域連合議会議員選挙に当選され、議員になられました上原雋君、森下豊君の議席を、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、私より指定いたします。

上原雋君の議席を 1 番に、森下豊君の議席を 1 2 番にそれぞれ指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、11番、南佳策君、12番、森下豊君、以上2名の方を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日2月21日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(小走善秀君)** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(小走善秀君)** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(小走善秀君)** 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長に上原雋君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました上原雋君を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(小走善秀君)** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました上原雋君が奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました上原雋君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選されました上原雋君より、議長当選の承諾及び就任のごあいさつを受けることにいたします。

上原君。

**議長(上原 雋君)** ただいまの議長選挙におきまして皆様方のご推選をいただき、奈良県

後期高齢者医療広域連合議会の議長に当選させていただきました。ほんとうにありがとうございます。大変な役割でございますが、そしてまた、私、大変未熟者でございます。後期高齢者医療広域連合のために、皆様方とともに一生懸命やらせていただきたいと思います。ご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。それとともに、円滑な議会運営に努めてまいりたいと、かように思っておりますので、皆様方のご協力をいただきますように切にお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

**副議長（小走善秀君）** それでは上原議長、議長席にお着き願います。

議長と交代いたします。

**議長（上原 雋君）** それでは、これより議長職を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

日程第5、同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** ただいま上程をいただきました同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、副広域連合長のうち、広域連合の運営に関し識見を有する者の選任について、奈良県知事の荒井正吾氏を選任いたしたく、議会のご同意を求めらるるものでございます。広域連合と奈良県との連携強化の一環として、荒井奈良県知事に副広域連合長として広域連合に参画いただくとするものでございますので、何とぞよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（上原 雋君）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** ご異議なしと認めます。

よって、同第1号は原案に同意することに決定いたしました。

日程第6、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域

連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部改正についての2議案を、一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** ただいま上程をいただきました議第1号及び議第2号の2案件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、今日の厳しい社会・経済情勢にかんがみ、広域連合議員に支給する議員報酬の見直しを行うものでございます。

内容といたしましては、市町村長から選出される広域連合議員に係る議員報酬については不支給とし、市町村議会議員から選出される広域連合議員に係る報酬についてはこれまでの年額報酬を日額報酬に改めるものでございます。

次に、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

これにつきましても、今日の厳しい社会・経済情勢にかんがみ、広域連合長及び副広域連合長に係る報酬の見直しを行うものでございます。

内容といたしましては、広域連合長の報酬については不支給とし、非常勤の副広域連合長の報酬については年額6万円を3万円に改めるものでございます。

なお、非常勤の副広域連合長が他の地方公共団体の常勤の職を兼ねる場合には不支給としております。

また、現在の常勤の副広域連合長が本年度をもって退職することに伴い、奈良県職員として在職した場合に受ける給与額と同等の額となるようにするための給料月額調整措置を廃止するものでございます。

以上、上程をいただきました案件につきまして、その概要を申し上げたところでございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（上原 雋君）** これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。採決は一括して行います。

議第1号及び議第2号は、いずれも原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第1号及び議第2号は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** ただいま上程をいただきました議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

本案は、次期財政運営期間である平成24年度及び平成25年度の保険料率を定めるとともに、保険料の賦課限度額を引き上げるものでございます。

まず、平成24年度、25年度における保険料率につきましては、被保険者均等割額4万4,200円、所得割率100分の8.1と定めております。

ただし、制度施行前3年間の1人当たりの老人医療費実績が県全体平均額に対し20%以上低く乖離している山添村、曾爾村、下北山村及び上北山村につきましては、制度施行後6年以内は不均一の料率を定めるとの法で定める基準に従い、均一の料率より低い不均一の料率を定めております。

次に、保険料の賦課限度額につきましては、中低所得者の負担を軽減する観点から、法施行令が一部改正され、被保険者に対して課する保険料の賦課額の上限が現行の50万円から55万円に引き上げられたことから、当広域連合においても同様に改正するものでございます。

なお、保険料率の算定につきましては、前回の保険料改定の際、県及び市町村からの保険料抑制のための補助金のほか、それまでに生じた剰余金を活用し、また県に設置されている財政安定化基金を保険料の上昇の抑制のために取り崩しができるように、法改正がなされたことから、当基金を活用するなどにより保険料上昇の抑制を図ったところでございます。今回の改定に当たりましても、医療費の自然増や後期高齢者負担率の引き上げといった政令改正など、さらなる保険料上昇要因がある中で、前回同様に県及び市町村からの補助、剰余金並びに財政安定化基金の可能な限りの活用を図るなどして、上昇抑制に徹し算定したものであり、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（上原 雋君）** これより質疑に入ります。

通告がございましたので、発言を許します。

9番、谷君。

**9番（谷 完二君）** 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

ただいま連合長から提案ありました、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する案についての質問をさせていただきます。

私たちの国は世界のどこの国にも自慢できるいわゆる国民皆保険のもとで、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度が実現されてまいりました。一方で、近年の急



速な少子高齢化の進展、経済の低迷、医療の高度化、雇用基盤の変化など、医療を取り巻きます環境は大きく変化をしまいであります。このような中で政府与党においては、昨年6月に社会保障・税一体改革成案が決定をなされました。その後、連合長が冒頭ごあいさつでも触れられておりましたように、本年の1月6日に一体改革素案が取りまとめられました。この素案の中で高齢者医療制度の見直しについて、高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、関係者の理解を得た上で、見直しのための法案を提出されると言われております。

一方で、現行の後期高齢者医療制度に目を向けますと、制度創設以来4年が経過をしようとしております。これら国の動向を注視しながら、引き続き適切な制度運営が求められているところであります。この制度における財源は、給付費全体に対して4割は現役世代からの支援であります。5割は公費負担で賄われております。その残りの1割が高齢者自身の保険料で賄い、2年に一度保険料を改定する仕組みになっております。

平成20年度に制度がスタートし、22年度に保険料の改定があり、今回2回目の改定となりました。このたびの広域連合における次期財政運営期間における保険料率の算出が行われ、現行1人当たり保険料額が比較して8.96%の増加であると思っております。被保険者の負担が大きく増えるが、今回の保険料率はどのようにして算定されましたのかお尋ねをしたいと思います。

また、2つ目は、年々、被保険者の1人当たりの医療費が伸びており、今後医療費の負担が増大しないように、その適正化を図る必要があると考えますが、この点について、広域連合の取り組み状況をお尋ねしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

**議長（上原 雋君）** 辰巳事務局長。

**事務局長（辰巳哲司君）** ただいま谷議員より質問がありました1点目についてご説明させていただきます。

今回の保険料率の算定についてでございますが、このたびの保険料改定におきまして被保険者数や1人当たりの医療給付費の伸び率、過去の実績等を勘案し、見込みを推計し保険料率の試算を行いますと、現行の被保険者1人当たり保険料額と比べ、15.85%上昇したところでございます。これらの背景には、前回の保険料改定時に剰余金や財政安定化基金を活用し、大幅に上昇の抑制を図ったこと、算定の基礎となる1人当たりの医療給付費が増大していること、さらには医療給付費のうち、保険料で負担していただく割合であります後期高齢者負担率が、高齢者人口が増加する一方、若年者人口が減少する中でその負担の調整を図るために引き上げられたことなどがあると認識しております。本広域連合におきましては、前回の保険料改定の際と同様に、平成23年度末に見込まれます剰余金12億2,000万円の活用を図るとともに、奈良県に設置されている財政安定化基金から7億2,900万円の取り崩しを行い、また、県及び市町村から保険料抑制のための3,600万円の補助を受けるなど、総額19億8,500万円を活用することにより、結果といたしまして均等割額が4万4,200円、所得割率が8.1%、1人当たり保険料額が6万

9,961円で、現行の被保険者1人当たりの保険料額と比べ、8.96%の上昇となったところでございます。

可能な限り最大限の活用を図りました結果であるということをご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（上原 雋君）** 青山次長。

**事務局次長（青山明彦君）** 私のほうからは、保険料抑制のための医療費の適正化に向けた広域連合の取り組み状況についてお答えをいたします。

議員のお述べのとおり、本広域連合におきましても1人当たり医療給付費は平成20年度が76万8,080円、平成21年度が79万7,969円、平成22年度が82万1,048円と年々増大しており、健全な財政運営を図る上からも医療費の適正化は避けられない状況であります。

このような中で医療費の適正化に向けた取り組みとして、制度創設当初から、医科・歯科・調剤に係るレセプト点検や、受診状況をお知らせする医療費通知などを実施してきたところでございます。

今年度からは、保健師、看護師、管理栄養士などが重複・頻回受診者である被保険者宅を訪問し、食生活、受診及び服薬指導等を行う訪問健康相談事業や、後発医薬品の普及促進策として、これまでの後発医薬品希望カードが貼付されたリーフレットの配付に加え、現在処方されている先発医薬品を後発医薬品に変更した場合に軽減される負担額をお知らせする通知を実施しているところでございます。

また、県と広域連合による健康長寿共同事業をスタートさせ、歯が悪い、足腰が弱いなどの高齢者の状況に応じた効果的な予防・改善方法の研究や、専門家チームが地域を巡回し、高齢者の健康づくりに関する指導・普及啓発を行っており、来年度も継続して実施するところであります。

さらに、来年度からは、柔道整復、あんま、針、灸、マッサージ等の療養費に係る点検の充実・強化を図るとともに、病院の整備・運営や、健康づくり等に積極的に取り組み始めている県との連携を強化し、予防重視の取り組み方策の展開や、県と市町村との連携強化のあり方等について、検討をしていきたいと考えております。

今後も、これら医療費の適正化に向けた取り組みを推進し、安定的かつ円滑な制度運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（上原 雋君）** 9番、谷議員。

**9番（谷 完二君）** ただいま、局長さんなり次長さんからご回答、答弁をいただきました。

余剰金を使ったり、あるいは安定化基金を使ったり、各町村の補助をもらって、保険料をできるだけ下げていったという努力の一端をお聞かせいただきました。または、予防について、適正化についてのいろんな取り組みをご報告をいただきました。

私は、冒頭、連合長からご提案ありました、知事さんを副連合長に迎えて、県と一体と

なってやりたいという提案が、我々承認をいたしましたけども、私としては、県はもちろん、各町村と連帯をして取り組んでいただきたいなということを要望しておきたいと思えます。なぜならば、私たち自治体は県も含めてですけども、国民健康保険、介護保険、この後期高齢者医療保険といい、医療にかかる費用がとどまることすら知らずして、上昇していております。その資金のために、その財源が各自治体の財政をより圧迫してきているのも事実であります。この後期高齢者の医療制度の財源を見ますと、全員協議会でも若干触れましたけども、50%が公費負担、いわゆる国、県、県下39市町村の負担、40%は現役世代からの支援、10%が被保険者である75歳以上の方々がお納めいただく保険料であります。

私は、先日、朝日新聞の社説を読みました。その社説は自治体も責任を果たせというタイトルで社説を書かれておりました。この内容を見ますと、政府は社会保障の税一体の改革の中で、消費税を10%に引き上げることを今言われております。この社説の中では、そのときに、地方6団体と政府が話し合っ、5%のうち1.54%が地方の財源として、地方の医療費の財源として振り分けますよということを、政府と我々の代表である地方6団体との合意をされております。今、状況を見てみますと、政府は何とか年金や医療を抑えるために消費税を上げようと躍起になってますけども、この1.54%の恩恵を受ける私も含めてですけども、地方は消費税の必要性を訴えられている力は、私は弱いんじゃないかと思っている。やっぱり、私たち基礎自治体の財源を強固にするためにも、そして、これからも高齢化が進む中で安心してすべての医療を受けていただくためにも、財源なくして確保はできないわけですので、この辺をととも、私たちは十分国に向かって、あるいは住民に向かって、この必要性を訴えていかなきゃならないんじゃないかなと思って、今回の質問をさせていただきました。

以上、私の質問はこれで終わらせていただきます。以上であります。

**議長（上原 雋君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、議第4号、平成23年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について及び議第5号、平成23年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

療特別会計補正予算（第3号）についての2議案を、一括して議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** ただいま上程をいただきました議第4号及び議第5号の2案件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議第4号、平成23年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の7ページをご覧ください。

これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2,568万円4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億9,178万5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、議案書の8ページから12ページをご覧ください。

まず、第1款、分担金及び負担金につきましては、レセプト関係等委託料や電算システム運用等委託料などが当初見込みより減少したことなどにより、構成市町村負担金3,000万円を減額するものでございます。

次に、第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第2目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、平成24年度保険料軽減に要する経費分として7億1,597万2,000円を受け入れるもので、同額を歳出において基金に積み立てをいたしております。

次に、第5款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、平成23年度の保険料軽減に要する経費の増額分と、平成23年度制度周知広報経費に要する経費として3,371万2,000円を増額し、特別会計に繰り出すものでございます。

次に、第6款、繰越金につきましては、歳入の一般財源として前年度繰越金600万円を予算計上するものでございます。

続きまして、議第5号、平成23年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

議案書の13ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ641万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,378億4,576万5,000円とするものでございます。

主な内容についてご説明をいたします。

議案書の14ページから18ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金におきまして、平成23年度長寿・健康増進事業の減額に伴い、1,850万円を減額するものでございます。

次に、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療が見込みより多く発生したことにより、第5款、特別高額医療費共同事業交付金520万円を増額いたしております。

次に、第8款、繰入金、第1項、一般会計繰入金につきましては、臨時特例基金からの繰入金の増額分と特別会計における事務経費の縮減分の差引額1,971万2,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、第1款、総務費、第1項、一般管理費におきまして、一般会計から繰り入れる構成市町村負担金を財源とするレセプト関係経費や、制度周知広報経費の減少などで2,127万円を減額するものでございます。

次に、第4款、特別高額医療費共同事業拠出金において520万円を、第7款、基金積立金において後期高齢者医療給付費等準備基金積立金2,248万2,000円を増額するものでございます。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（上原 雋君）** これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。採決は一括して行います。

議第4号及び議第5号は、いずれも原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第4号及び議第5号は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議第6号、平成24年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第7号、平成24年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての2議案を、一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** 本日、ここに平成24年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案を提案し、審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員並びに県民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、議第6号、平成24年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算より、その内容をご説明を申し上げます。

議案書の19ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ16億8,970万8,000円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

20ページの第1表をご覧ください。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

第1款、分担金及び負担金は、構成市町村の負担金7億2,979万9,000円で、規約に基づく負担割合でご負担をいただくものでございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金及び第3款、県支出金、第1項、県負担金は、保険料不均一賦課負担金で、それぞれ230万6,000円でございます。

第4款、財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子が98万8,000円、第5款、繰入金は、基金からの繰入金9億5,390万8,000円でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

21ページをご覧ください。

第1款、議会費は議会の開催経費等126万6,000円でございます。

第2款、総務費は派遣職員に係る人件費や事務所賃借料及び広域連合の運営に係る経費等1億2,421万8,000円でございます。

第3款、民生費は後期高齢者医療特別会計への繰出金15億6,321万5,000円でございます。

続きまして、議第7号、平成24年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書の39ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,447億7,672万2,000円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

40ページをご覧ください。

第1款、市町村支出金は251億1,088万円で、保険料や療養給付費負担金、及び保険料軽減に係る保険基盤安定負担金でございます。

第2款、国庫支出金は446億88万4,000円で、療養給付費負担金や広域連合間の財政力の不均衡等を調整する調整交付金、健康診査補助金等でございます。

第3款、県支出金は116億8,099万6,000円で、療養給付費負担金や健康診査補助金でございます。

第4款、支払基金交付金は604億9,766万3,000円で、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金は3,672万3,000円で、400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について交付されるものでございます。

第8款、繰入金は22億5,821万5,000円で、保険料不均一賦課や後期高齢者医療制度臨時特例基金分及び事務費に係る一般会計からの繰入金のほか、後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。

第9款、繰越金は5億8,000万円で、前年度繰越金でございます。

第10款、諸収入は1,066万5,000円で、交通事故等で加害者から医療費を収納する第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

41ページをご覧ください。

第1款、総務費は5億6,058万9,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費、平成25年度に電算システム機器更改を図るためのシステム導入等委託料、被保険者への広報経費、派遣職員に係る人件費負担金等でございます。

なお、県との共同事業として、平成23年度から取り組んでおります高齢者の健康づくり等に係る経費を引き続き計上するとともに、新たに県との連携強化により広域連合の保険者機能を発揮した取り組みのさらなる推進を図るための経費を計上しております。

第2款、保険給付費は1,430億9,003万3,000円で、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額医療費、葬祭費、審査支払手数料等でございます。

第3款、財政安定化基金拠出金は1億3,200万円で、予定保険料収納額の不足や見込み以上の保険給付費の増加等に備え、県に設置をされている財政安定化基金へ拠出をするものでございます。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金は3,682万3,000円で、歳入でご説明をいたしました共同事業に対する拠出金でございます。

第5款、保健事業費は4億1,010万3,000円で、被保険者に対する健診事業の委託料等でございます。

なお、健診受診率向上対策として、引き続き被保険者全員に受診券、質問票等を郵送することにしております。

第6款、医療費効率化事業費は1億790万2,000円で、レセプト点検委託料や、ジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料、健康相談訪問指導委託料のほか、柔道整復師等療養費支給申請書点検業務委託料等を計上しております。

第7款、基金積立金は3億8,674万7,000円で、後期高齢者医療給付費等準備基金への積立金でございます。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（上原 雋君）** これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（上原 雋君）** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（上原 雋君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。採決は一括して行います。

議第6号及び議第7号は、いずれも原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（上原 雋君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号及び議第7号は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、議第8号、奈良県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第8号、奈良県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画につきましてご説明を申し上げます。

広域計画は地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら実施する基本的な事項等について定めたものでございます。

現在の広域計画の期間が、平成23年度で満了することに伴い、平成24年度以降の計画を作成するものでございます。

作成に当たりましては、広域連合規約第5条の規定により、広域連合及び関係市町村が行う事務並びに広域計画の期間について記載をいたしております。

計画期間につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間といたしますが、平成28年度以前に後期高齢者医療制度が廃止となり新制度に移行した場合は、新制度移行までの期間とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（上原 雋君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（上原 雋君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（上原 雋君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（上原 雋君） ご異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位には、慎重なるご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者におかれましては、今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待するものでございます。

閉会に当たり、広域連合長よりあいさつがございました。

広域連合長。

**広域連合長(上田 清君)** 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、本日の議会に提案を申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご同意、ご議決を賜りましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

今後とも、県や各市町村との連携を密にとりながら、安定的かつ円滑な制度運営に努めてまいり所存でございます。

また、冒頭のあいさつでも申し上げましたけれども、今後とも国の動向を注視しながら、全国の広域連合から成る後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して積極的に意見や要望を行ってまいりたいと存じます。

議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが閉会のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

**議長(上原 雋君)** それでは、これをもって平成24年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご協力どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

上原 雋

奈良県後期高齢者医療広域連合議会副議長

小走 善秀

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

南 佳策

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

森下 豊